

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：北栄町

令和8年7月16日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.4%
全職員	92.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	99.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	115.7%
31～35年	98.0%
26～30年	96.3%
21～25年	95.4%
16～20年	86.3%
11～15年	95.5%
6～10年	97.9%
1～5年	93.8%

【説明欄】

- ・管理職の割合が男性職員の方が多い。
- ・扶養手当について男性の職員による受給が多い。
- ・近年女性の新規採用が多く、勤続年数や役職段階の低い職員が女性に多い。
- ・育児による給与の減額等が女性の職員の方が多い。
- ・本表は令和7年度実績値

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	40. 9%

【説明欄】

5 級、6 級の職員

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	－%
本庁課長相当職	26. 6%
本庁課長補佐相当職	40. 0%
本庁係長相当職	61. 5%

【説明欄】

部局長・次長相当職はなし

1. 男女別の育児休業取得率

区分	令和 7 年度
男性	80.0%
女性	100.0%

区分	令和7年度
男性	0%
女性	100.0%

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	25.0%	%	%	%
1 週間以上 2 週間未満	%	%	%	%
2 週間以上 1 月以下	50.0%	%	%	%
1 月超 3 月以下	%	%	%	%
3 月超 6 月以下	25.0%	%	%	100.0%
6 月超 9 月以下	%	%	%	%
9 月超 12 月以下	%	37.5%	%	%
12 月超 24 月以下	%	62.5%	%	%
24 月超	%	%	—	—

--

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.4時間／月
内部部局等以外	5.6時間／月

【説明欄】